

総務委員会資料

1 陳情の審査

(2) 陳情第 28 号 川崎市総合評価落札方式及び川崎市 請負工事成績評定に関する陳情

(資料)

総合評価方式の評価方法及び工事成績評定について

(参考資料)

本市及び他政令市における総合評価落札方式の評価項目の
採用状況（平成 27 年 4 月 1 日時点）

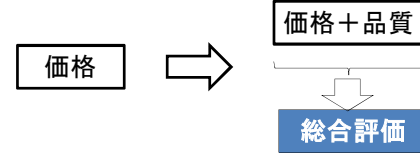
平成 27 年 11 月 19 日

財 政 局

1 総合評価方式導入の背景・実施状況

(1) 総合評価方式とは

・総合評価方式は単に価格だけで落札者を決定するのではなく、価格と価格以外の要素の両方を評価することにより、総合的に最も優れたものを提示した者を落札者として決定する方式



(2) 導入の背景

・全国的に厳しい財政状況を背景に公共投資が減少し、価格競争が激化
 ・適切な技術的能力を持たない業者による不良工事の発生、工事の安全性の低下、下請業者や労働者へのしわ寄せ等、公共工事の品質低下が懸念された。

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年4月)

公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」(法第3条第2項)と規定され、価格と品質の両方を総合的に評価する落札方式として総合評価方式が示される。

(3) 実施状況

・川崎市においても品確法の主旨に則り、平成19年度から試行を開始、平成22年度から本格実施
 本市の実施状況は次のとおり。

年度	H22	H23	H24	H25	H26
市長部局	14件	32件	58件	28件	32件
上下水道局	4件	0件	12件	21件	25件
合計	18件	32件	70件	49件	57件

2 総合評価方式における評価方法

(1) 評価方法

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」を入札価格で割って評価値を算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

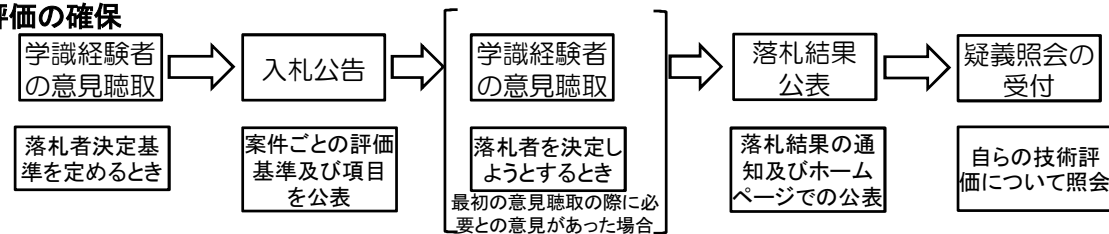
(標準点=100点)

(2) 主な評価項目及び各政令市での採用状況

評価項目	各政令市での採用状況	
企業の施工実績	同種工事の施工実績	17
	工事成績	20(全政令市で採用)
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	19
	技術者資格保有状況	16
企業の信頼性・社会性	ISO9001又は14001の取得状況	19
	障害者の雇用状況	12
	建設業労働災害防止協会の加入状況	8
企業の地域貢献度	災害時における本市との協力体制	18
	本社の所在地	12
	建設機械保有状況	5

(3) 中立かつ公正な審査・評価の確保

発注者の恣意を排し、中立かつ公正な審査を行うため外部有識者から意見聴取を行う。



3 工事成績評定について

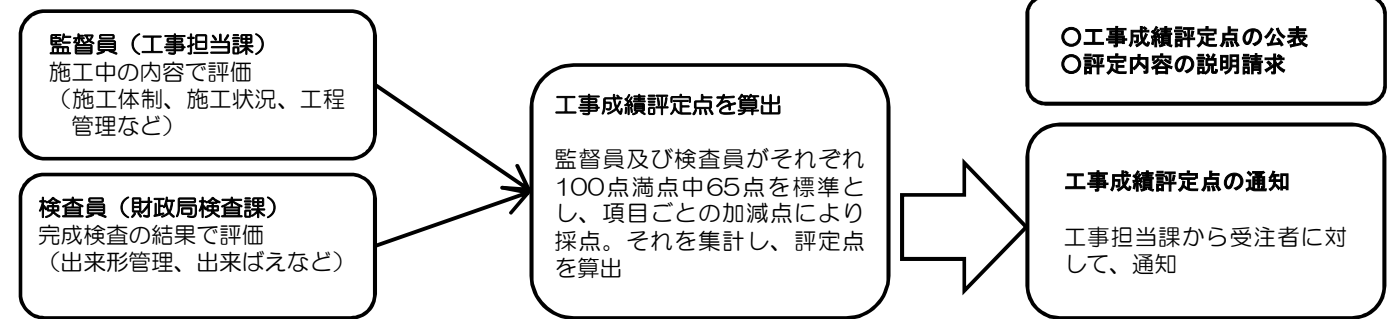
(1) 評定の目的

・工事成績は、公共工事の品質の確保、受注者の適正な選定及び指導育成に資するために実施

(2) 対象

・契約金額500万円以上の請負工事

(3) 工事成績評定の流れ



4 総合評価における施工実績の評価

(1) 必要性

・工事成績は当該建設業者の適切かつ確実な施工の可否を判断する上で重要な企業情報と位置づけられることから、それを評価することにより総合的に優れた施工業者を選定することが可能となる。

(2) 本市での適用

・過去3年間の本市における同種工事の工事成績評定点の平均点を指標とし、標準点の65点以上の場合に加点、65点未満の場合は減点する。

(3) 今回の工事の成績評定

・対象工事は計6件で、平均点は64点

5 事務執行の適正性の確保

(1) 不祥事再発防止(建設緑政局の取組)

・平成27年2月8日 建設緑政局職員の逮捕
 ・平成27年2月9日 建設緑政局情報管理特別委員会を設置、不祥事の原因究明と再発防止に向けた取組に着手
 ・平成27年6月11日 不祥事再発防止策検討結果報告
 不祥事の原因：職員のコンプライアンスの欠如が最大の要因、加えて、管理監督者のマネジメント能力及び危機意識の低さ、管理監督者と職員のコミュニケーション不足などが不祥事の発生を助長
 再発防止に向けた取組：管理監督者を対象とした「コンプライアンス研修」実施
 管理監督者を中心とした「コンプライアンス・ミーティング」を各課定期的に実施
 服務規律の確保とコンプライアンスの徹底を継続実施
 職員の能力を最大限に発揮するための人材育成
 意欲的に職務遂行できるための職場環境づくりに取組む

(2) 全庁的な対応

・入札情報管理マニュアルの改定
 「発注準備」、「入札・契約」の各段階における秘密情報の管理の徹底について重きをおき改定を行う
 ・研修の実施
 官製談合防止研修(公正取引委員会職員が講師)、入札契約事務研修において不祥事防止講義(服務監察担当)

市民の期待に応えられる行政として努めていく

今後の方向性

総合評価方式の採用は、品確法の趣旨に合致し、また、次の点で効果が見込まれることから、今後も引き続き適切な評価項目の設定等に取り組んでいく。

- 1 必要な技術能力を有する建設業者が評価されることによるダンピング防止、不良・不適格業者の排除
- 2 技術的能力の審査により、建設業者の技術的能力の向上に対する意欲を高める。
- 3 価格と品質が総合的に優れた調達により、市民へ利益がもたらせる。

本市及び他政令市における総合評価方式の評価項目の採用状況(平成27年4月1日時点)

評 価 項 目		採用自治体数
施工企業の 実績	同種工事の施工実績	17
	同種工事の工事成績評定点	20
	優良業者表彰の受賞実績	16
配置予定 技術者の 能力	同種工事の施工経験	19
	同種工事の工事成績評定点	11
	技術者資格保有状況	16
	(本市を除く他政令市で採用している主な項目)	
	優良技術者表彰の受賞実績	7
継続教育(CPD)の取組状況 ※1	9	
※1 各種団体において、高度な専門的応用能力を有した技術者として、継続能力開発を行っている者の実績を確認して証明し、表示する自主制度		
企業の 信頼性・ 社会性	I S O 9001又は14001の認証取得状況	19
	障害者の雇用状況	12
	建設業労働災害防止協会の加入状況	8
	男女共同参画	5
	官公需適格組合であること	1
	(本市を除く他政令市で採用している主な項目)	
	指名停止実績(減点評価)	7
	エコアクション21の認証取得状況 ※2	10
※2 「事業者の環境への取組を推進し、もって持続可能な経済社会の実現に貢献すること」を目的に、環境省が定めたガイドラインに基づく環境負荷の削減などの取組に対する認証制度		
企業の 地域 貢献度	災害時における本市との協力体制	18
	本社の所在地	12
	共同企業体における市内中小事業者の構成(WTO案件は適用外)	1
	建設機械の保有状況	5
	(本市を除く他政令市で採用している主な項目)	
	災害時等の活動実績(除雪活動実績)	9
	市内企業の下請等による活用	14
市内企業からの資材調達	6	
次世代 育成	若手配置予定技術者の配置	7